

京都市告示第 313 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 24 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名    | 区 間               | 旧<br>新別 | 延 長           | 敷地の幅員               |
|--------|-------------------|---------|---------------|---------------------|
| 桂経67号線 | 西京区桂芝ノ下町30番地地先内   | 旧       | メートル<br>15.50 | メートル<br>3.95 ~ 4.80 |
|        |                   | 新       | 15.50         | 3.95 ~ 8.40         |
| 桂経68号線 | 西京区桂芝ノ下町13番地の1地先内 | 旧       | 14.20         | 1.10 ~ 1.40         |
|        |                   | 新       | 14.20         | 5.00 ~ 5.20         |

(建設局土木管理部道路明示課)